

第28回岩泉町農業委員会総会会議録

令和7年11月20日

岩泉町農業委員会

第28回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年11月20日 午前10時00分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

- 議 事
- 1、開 会
 - 2、挨 拶
 - 3、議事録署名委員指名
 - 4、会議書記の指名
 - 5、議 事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見決定について
 - 議案第3号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について
 - 6、そ の 他
 - 7、閉 会

出席委員（7名）

1番 鎌田 和美 委員
3番 武田 健 委員
5番 三田地泰正 委員
7番 合砂 哲夫 委員

2番 工藤 幸雄 委員
4番 早川ケン子 委員
6番 畠山 利勝 委員

欠席委員（なし）

出席した農地利用最適化推進委員（2名）

竹花 千一 委員

金澤 忠男 委員

欠席した農地利用最適化推進委員（なし）

出席した職員

局長 佐々木 忠明
主査 澤口 光治

主任主査 坂下実穂子

◎開 会

(午前9時58分)

佐々木事務局長 定刻より若干早いですけれども、出席予定の委員の皆さん全員おそろいになりましたので、ただいまから進めさせていただきます。ただいまから第28回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は輪番によりまして、6番、畠山利勝委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長 ありがとうございました。

◎挨 拶

佐々木事務局長 それでは、合砂会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。第28回の総会ということでご出席いただきまして、ありがとうございます。

一躍熊によって、岩泉がますます有名になってしまいました。それでも、人的被害が岩泉ではないわけですので、安心しておりました。最近、山より都会に、食べ物はスーパーに行かないと食べることができないというような状態になってしまいましたので、いろいろ熊対策も大変かなというふうに思っております。

このことについては、もう10年以上にわたって有害駆除の対応については、いろいろやってきたわけですが、やはり今までは山間部が中心だったわけですが、最近、町なかに来るようになった。ようやく国でも重い腰を上げて対応策を練るようになった。早くからやっていたら、こんなことはなかったのかなというふうに私たちはそう思うわけですが、現実にはやっぱり有権者の多いところが優先というのは、まさに見えてきたのかなというふうに感じております。

今日は農業委員会の総会でございますが、総会につきましては、農地法3条、そして利用集積、最適化推進計画の最後に農地等の利用最適化推進施策に関する意見書についてまとめたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

佐々木事務局長 ありがとうございました。

本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条によりまして、会長が議長になり、議事を進行することとなっておりますので、以後の進行につきまして

は合砂会長のほうにお願いいたします。

◎会議成立宣言

議長 それでは、本日の欠席届のあった委員はございません。ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、第28回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

議案はお手元に配付したとおりであります。

◎議事録署名委員指名

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員に2番、工藤委員、3番、武田委員を指名いたします。

◎会議書記の指名

議長 次に、会議書記の指名を行います。

本総会の会議書記に坂下主任主査を指名いたします。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

提案しております許可申請は、売買による所有権移転に関するもの1件となります。

詳細につきましては担当がご説明いたしますので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 坂下主任主査。

坂下主任主査 (議案説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などありませんか。

竹花推進委員。

竹花農地利用最適化推進委員 申請理由の一番上のおり、3か所、全て確認になっております。

特になしです。

議 長 金澤推進委員。

金澤農地利用最適化推進委員 11月7日申請のあった大牛内4筆の分の確認を行ってきましたが、問題がないものと判断しました。

議 長 それでは、これより質疑に入りますが、委員の皆様に申し上げます。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

6番、畠山委員。

6番畠山委員 契約内容のところですが、金額等、もし教えていただけるのであれば教えていただきたい。

議 長 坂下主任主査。

坂下主任主査 お答えいたします。

売買金額ですが、4筆合計で200万円となっています。

以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、質疑を終わります。
これから議案第1号を採決いたします。
議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第2号

議 長 それでは、議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 議案第2号について説明いたします。
議案第2号は、農用地利用集積等促進計画案に係る意見決定についてでございます。
詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 澤口主査。

澤口主査 (議案説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
6番、畠山委員。

6番畠山委員 審議番号2番ですが、貸付金額を示していただければと思います。

議 長 澤口主査。

澤口主査 貸付金額のほうに値段が書いていないということ、失礼しました。貸賃、借賃ともゼロ円でございます。ここに「0」が抜けておりました。失礼いたしました。使用貸借でございます。

(使用貸借というのはそういうことですの声)

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 では、質疑を終わります。

それでは、これから議案第2号を採決いたします。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第3号についてご説明いたします。議案第3号は、農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてでございます。

内容につきましては、町に対し提出する町の農地利用最適化推進施策に対する意見書案についてでございます。

町への意見書提出につきましては、本総会で議決を経た後、会長及び会長職務代理者により実施する予定としてございます。

また、農業委員会活動等に対する支援、協力につきましても、町議会に対し意見書の提出を予定してございます。

細な内容につきましては、担当がご説明申し上げますので、ご審議よろしくお願

いたします。

議長 澤口主査。

澤口主査 それでは、10ページになります。議案第3号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について。

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき岩泉町長に対し、下記事項について、別紙のとおり意見を提出したいので議決を求める。令和7年11月20日提出。岩泉町農業委員会長、合砂哲夫。

今回ご提案する内容でございますけれども、項目といたしまして5項目を挙げさせていただきます。続きまして、11ページのほうをお開き願いたいと思います。こちらが町、それから議会に対して提出する意見書の表紙となっております。1から5の5項目について意見書のほうを提出したいと考えてございます。

次におめくりいただきまして、12ページ、13ページのところが意見書の内容となっております。こちらの内容につきまして昨年度の意見書の内容と変わっているところということで新旧対照表を後ろの14ページ、15ページのほうにつけてございます。14ページのところで赤い字で書いてあるところ、こちらを今回文言のほうを変えさせていただいております。特にも1、担い手の育成と確保についての(3)番というところで、地域農業計画実践支援事業、こちらのほうにつきまして、この事業を地域計画の実現、それから担い手の規模拡大に対する支援事業というところを強く明記したところでございます。

また、2番目のところで、地域計画を継続的にブラッシュアップしていく取組を推進していくという点を書かせていただきまして、その2のところに真ん中辺りにございますけれども、広く耕作者の意向を酌み取り、そして地域計画をブラッシュアップしていく、そういう継続的な取組を推進していきますということを書かせていただいたところでございます。

今回のこの提案内容、意見内容、5項目でございますけれども、先日県の農業委員会大会がございまして、その中で要請決議というものを毎年話し合って議決しているところでございまして、それが県の農業会議のほうから県なり、それが国のほうに要請するというような内容で毎年決議をつくっているところでございますけれども、こちらの内容、今年度の内容と昨年度の内容で大きく変わったところといたしますと、米政策、例えば水田施策の見直し、それから高温対策、こういったものを県のほうの決議では議決して、新しく加えているところでございます。

こちらは、どちらかといいますと町というよりは、県だったり、農林水産省なり、そういったところへの要請という内容になってございますので、今回は特段町のほうでは取り上げず、引き続き重要な課題である担い手の育成確保、それから地域計画のブラッシュアップ、そして中間管理事業の推進、それから遊休農地の解消、それから有害鳥獣対策、農業生産資材等の価格高騰、こちらに対しての内容を今回

も要請するというふうな内容で素案を作成させていただいたところでございます。内容については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
6番、畠山委員。

6番畠山委員 令和7年度の意見書のほうで2番の地域計画を継続的にブラッシュアップとあるのですが、ブラッシュアップという意味はどういう意味なのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

議 長 澤口主査。

澤口主査 お答えいたします。

ブラッシュアップ、これは国がよく使う言葉になりますけれども、計画なり、そういういろんな物事の内容を磨き上げる、よりよいものに高めていくということで国のほうで地域計画のブラッシュアップを全国で進めていってくださいということで推進している用語になります。

以上です。

議 長 ほかに質疑ございませんか。
5番、三田地委員。

5番三田地委員 この議案は、農業委員会が主に農業要請を町長に対してということのようですが、いきなり今日ここでこういう意見書です。おおむね間違っていない意見書ですけれども、できれば事前に農業委員会で討論というか、意見の交換会があって、成案をつくったほうがよかったかなと思っているのです。いきなり今日出されて、それら等を比較してこれだと、そのとおり、間違いはないけれども、だけれども、やっぱり前段として何か事前に意見書の意見を取りまとめる会合を持ったほうが、前回あたりでもよかったかなと思って、次からぜひそのように対応していただきたいと思います。

議 長 局長。

佐々木事務局長 5番のおっしゃるとおりだと思います。ここでいきなり町また議会に対する意見書を見て議決しろというのも、なかなか難しい部分も当然あると思いますので、その部分につきましては、来年度以降の我々の見直し事項とさせていただきたいと思います。どうぞご了承をお願いします。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 では、質疑を終わります。

議案第3号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

これで本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

◎その他

議 長 次に、その他であります。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、事務局からでございます。次回の総会の日程でございますが、12月23日火曜日、午前10時から本庁舎第1会議室で開催を予定してございます。

また、11月11日に開催されました岩手県農業委員会大会におきまして、当委員会が、農業者年金部門で2年連続の表彰を受けていることをご報告させていただきます。今後も引き続きまして農業者年金の加入、勸奨、説明等につきましては、委員皆様からのご協力を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

議 長 これで本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

次に、その他であります。何か皆さんからございませんか。

5番。

5番三田地委員 今会長の話がいったように、熊の騒動というか、その経過、一部発信もしているようだけれども、ひとつ農業委員のほうにもかいつまんで経過について

て。

議 長 局長。

佐々木事務局長 先般17日、18日と、町内■■地内、場所的には■■■■■■■■の道路を挟んで西側、ちょうど■■■■■■■さんの後ろ側に柿の木がありました。そこに親子の熊が2頭、柿を食べていたと。12日にもそこに熊が親子で柿を食べに来て、その際は、我々が見守っている中、夜に山のほうに入ってきました。さらに17日に出没し、17日も1回いなくなったのですけれども、18日にまた来て、朝から柿を食べていたというような状況でございました。

我々町のほうと警察、あと教育委員会が連携しながら、教育委員会は子供たちの安全な学校への登校、あとは下校という形で対処していただきましたし、警察と我々のほうでは、熊の状況を見守りながら、地域の住民の皆さんに対して警戒の周知だったり、注意を呼びかけをさせていただいたところです。

12日の段階におきまして、あそこはもう四方を住居が囲っていて、銃での緊急捕殺、緊急銃猟はちょっとできないという状況。あと麻酔での捕獲というの、県の自然保護課のほうにお願いはしたところでございますけれども、親子で2頭であるということと、あとは麻酔で捕獲する際は、ある程度追い込んだ場所でなければ、射手のほうが発射できないという、射手の安全確認が確保できないということから、今回はできませんという回答をもらっておりました。

ですので、町といたしましては、やれることは熊の自主性で山に帰ってもらうことしか対処ができずに、警察と、そういう方針で熊のほうは見守っておりました。

花火による追い払いというの考えたのですけれども、花火による追い払いをした際に、やはりどこに熊が逃げるか分かりませんですし、あとはそれによって、住民の方々と出くわすということも考えられましたので、住民の皆さんが避難した状況もしくは家の中にという状況でなければ、花火での追い払いはなかなか難しく、日中の実施というのはちょっと難しいと判断させていただきました。

全国ニュースに出たのは、国が決定した警察官によるライフル銃での捕殺という出動が全国で初めてだったものですから、たくさんのマスコミの方たちもおいでになっておりましたし、報道もされました。町の要請により実施したというような報道がありますけれども、町のほうでは一切このライフル銃による捕殺に対しては要請もしていませんですし、お願いもしていません。

今まで県の、もしくは国のほうから、こういうふうな状況になったらこういうふうな対応してくださいというような、我々に対する通知もなく、我々的にはどうしたらいいか分からない状況ではありましたが、県の熊対策チームが、県警だったり、国から派遣されている皆さんが主導になって、向こうのほうでいろんな手続をしたり、避難誘導を進めてもらいましたし、そういうふうな形で今回の実施に至ったものでございます。

町への要請については、猟友会の方たちから意見を聞いたり、助言をもらいたいということで、その皆さんの招集をお願いしたということと、あとは捕殺をする際に立会していただきたいということで、職員の立会ということで私が行って立会をしてきましたけれども、最終的に地面に下りなければ、ライフルの発射できない。木の上にいる熊に対して、空に向かってのライフル銃の発射、もしくはバックストップで必ず撃った弾が熊を貫通した際に、確実に弾がほかに行かないで止まるという状況でなければ撃てないというのは、今までのハンターさんたちがやってきたものと同じ内容でございまして、今回も同じ状況の中で、発射の機会をずっと、2時間ちょっと待っていたわけなのですが、日没近くになって熊が地面に下りてはきたのですが、発射する機会というのを、なかなかチャンスをつまみ取れなくて、日没により中止という今回の判断になったところです。

経過的には以上のような内容になりますけれども、今後もまだ柿の実が残っている部分もありますので、町といたしましては、そういった部分の自主的な撤去をお願いしていくしかないと考えてございまして、今熊が居座っていた立木、柿の木につきましては、副町長が木の所有者に対して許可をもらいまして、本日伐採をさせていただいているところではございますので、そこにはもう熊の出没は、まずないのかなというふうに思っております。

また、■■■■■の上のほうにある果樹園にもずっと熊が出ていて、もしかしてそこからも今回の柿の木に来たのかもしれないけれども、その熊の子供と思われる熊が1頭わなにかかっているのと、また別の個体なのですけれども、雄の熊が今日現在2頭かかっているのもご紹介させていただきます。

以上で経過の説明は終わります。以上です。

5番三田地委員 それで、ついでですが、よく緊急銃猟で自治体が、いわゆる警察だの猟友会だの町だのと、実施要領というか、マニュアルを作成するとか、しないとあるのですが、岩泉町はどの程度まで進んでいるのですか。

議 長 局長。

佐々木事務局長 マニュアルにつきましては、マニュアルを作成するのが必須ではないのでございますけれども、やはりおのおのの分担だったり、その動きだったりというのは、マニュアルとして作成しておかないと勝手な行動だったり、いろんな皆さんが違う方向で動いてしまっても、やはりライフルでの捕殺という、特にも市街地ではございますし、地域住民の皆さんの避難だったり、交通規制といういろんな行動が重なってきますので、やはりマニュアルによって皆さんがきちんと役割分担を持った内容で実施しなければならないことからマニュアルの作成というのは、最初にやる部分になってくることではございます。

今岩泉町におきましては、申し訳ございませんけれども、今熊が1日3件、4件、

ぴーちゃんねつとを見てもらえれば分かるのですけれども、たくさん出沒しておりまして、職員が、課員の大半が熊の追い払いだったり、現地確認だったり、わなの設置、その協議、そういったものに忙殺されておりまして、マニュアルの作成というには着手がまだできていない状況です。

町の方針はこれから決めるのですけれども、方向性といたしましては、今年度中にマニュアルをきちんとやはり警察だったり、いろんな各方面の皆さんと意見調整をしながら作成した上で、4月からの運用ができればいいなというふうには考えてございます。

ハンターの皆さんに対する保険を掛けなければならないと思いますし、あとは物損した場合の補償だったり、保険だとか、あとはいろんな用具だったり、そういったものの整備というのは、今回の12月の議会に対して予算は計上するのですけれども、実施については4月以降の運用について我々のほうで考えてございます。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、以上で終わります。

◎閉 会

議 長 それでは、第28回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(午前10時33分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年11月20日

岩泉町農業委員会長 合砂 哲夫

署名委員 2番 工藤 幸雄

署名委員 3番 武田 健

